

災害時における医療救護体制にかかる医薬品等の整備及び管理に関する協定書

大阪市淀川区役所（以下「甲」という。）と地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪立十三市民病院（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護体制にかかる医薬品、衛生材料（以下「医薬品等」という。）の整備及び管理について、次のとおり協定を締結する。

（役割の分担）

第1条 甲及び乙は、医薬品等の整備及び管理について、次のとおり役割を分担する。

（1）甲 医薬品等の確保に要する費用の支払い

（2）乙 医薬品等の確保、備蓄及び備蓄状況の管理

2 前項第2号における備蓄について、費用が発生する場合は、乙が支払うものとする。

（医薬品等の整備）

第2条 甲が支払う医薬品等の確保に要する費用は、次に掲げるとおりとする。

（1）医薬品購入費

（2）衛生材料購入費

2 乙が確保する医薬品等は、別途、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲が支払う費用は、医薬品等の整備を実施する年度における甲の事業予算の範囲内の金額とする。

4 乙は、医薬品等の確保後、速やかに報告書及び請求書を作成し、甲に提出しなければならない。

5 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

（医薬品等の管理等）

第3条 乙は、確保した医薬品等を日頃から所管する医薬品等と併せ、日常の診療において使用期限に留意しながら院内で使用し、その使用した医薬品等を乙が補充する（以下「循環型備蓄」という。）ものとし、災害に備えて備蓄する。

2 乙は、前項に定める医薬品等の補充にあたり、第2条第2項に定める医薬品等と同等の効能及び数量を維持するものとする。

3 前2項に定める循環型備蓄に関わる事故については、乙がその責任を負うものとする。

4 乙は、第1項及び第2項に定める循環型備蓄による医薬品等について、1年度毎に第2条第2項に定める医薬品等と効能及び数量が同等であるかの確認を行うものとする。

（医薬品等の供給）

第4条 甲は、災害の発生等により医薬品等の供給が必要と認めたときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

- 2 前項に定める供給の要請は書面によることとする。ただし、緊急の場合は電話その他の方法によることができるものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について災害状況を鑑み出来る限り速やかに供給し、甲は、供給された医薬品等を乙より指示された場所で受領し、医療救護所等へ搬送する。
- 4 甲は、災害の発生等により乙から提供を受けた医薬品等については、甲の責任のもとで管理し、余剰分が発生した際も甲のもとで処分し、乙に返品は行わない。

(報告)

第5条 乙は、前条により医薬品等を供給したときは、その措置事項を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、前項に定める甲からの要請がなく医薬品等を供給しなかった場合にも、循環型備蓄による医薬品等の現状について、1年度毎に甲に書面により報告するものとする。

(再整備等)

第6条 乙は、甲への供給により不足した医薬品等を確保するものとする。

- 2 前項に定める医薬品等の再確保にあたり、甲及び乙は、その内容及び整備時期等について協議するものとする。
- 3 第1項に定める医薬品等の再整備に要する費用は、第2条第1項に掲げるとおりとし、甲が支払うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定期間は、1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、本協定は1年間更新され、以後も同様の取り扱いとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び協定の条項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月4日

甲 大阪市淀川区長 山本 正広

乙 地方独立行政法人大阪市民病院機構 理事長 瀧藤 伸英